

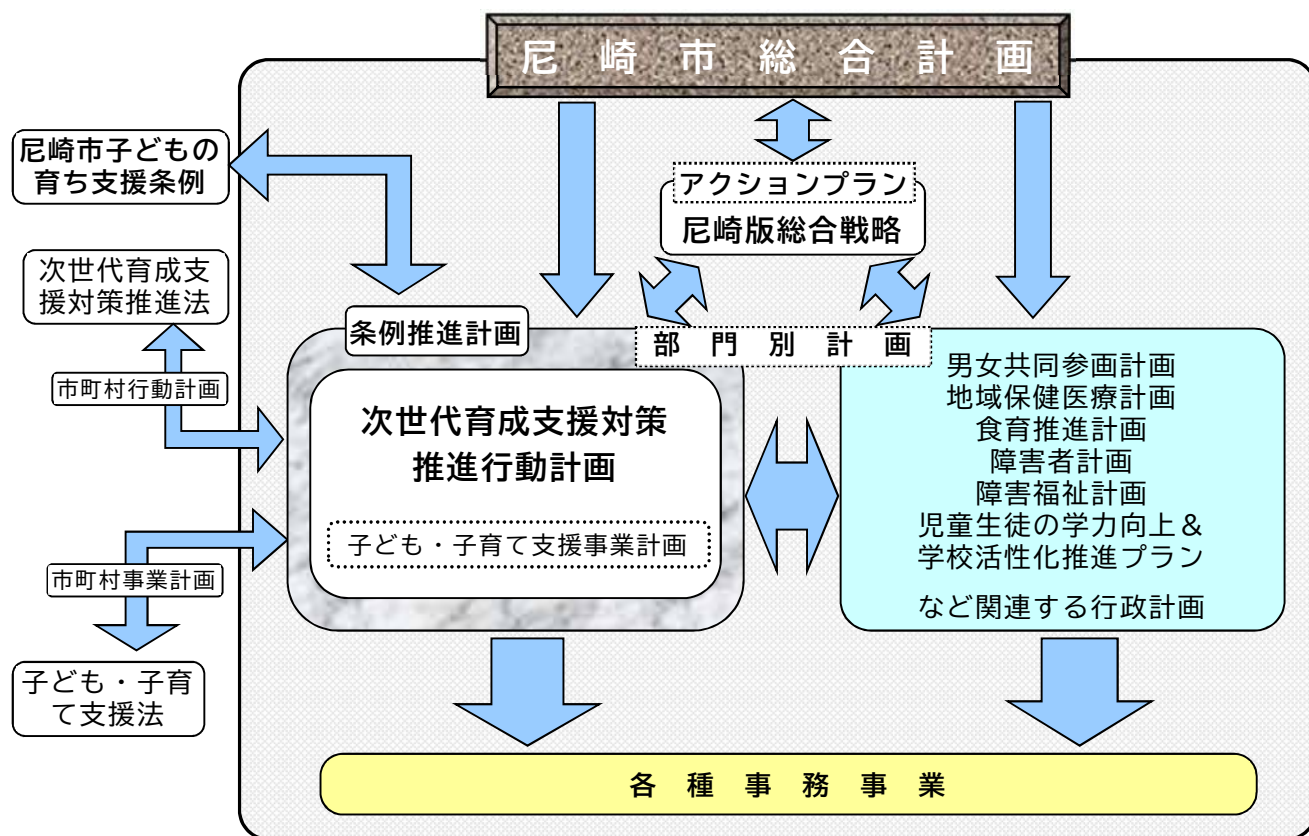
尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 の実施状況について

尼 崎 市
令和 4 年 9 月

1 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画であると同時に、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく推進計画として位置づけるものであり、尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容も包含しています。

また、本計画は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）」の部門別計画とし、総合計画のアクションプランと位置づけられている「尼崎版総合戦略」との整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



※ 上記の通り、本計画は総合計画の部門別計画として位置づけることから、その進捗管理に当たっては、総合計画の施策評価に基づき、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

また、尼崎市子ども・子育て支援事業計画は本計画に包含されているものと位置づけますが、その進捗管理に当たっては需給計画であることから、目標事業量に対する数量評価を行い、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

2 計画の体系

方向性	施策
方向性 1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり	健康に安心して産み育てるための支援 安全で魅力的な子育て環境形成に向けた支援
方向性 2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり	働きながら子育てをする家庭への支援
方向性 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援 すべての子どもの人権を守るための取組み
方向性 4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり	多様な教育の充実に向けた取組み 青少年の主体的な学びや行動のための支援

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す 方向	令和元年度 の値	令和2年度 の値	対 前年度	令和3年度 の値	対 前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
健康に安心して産み育てるための支援	妊娠11週以内の届け出率	増加	96.7%	97.0%	○	97.3%	○	●(4-1①)妊娠期から出生を経て、予防接種や感染症等の記録をつづることができる母子健康手帳について、紙式に加え、引き続き電子アプリを運用しており、令和3年度のアプリ新規登録者数は1,772件であった。（参考：令和3年度妊娠届出者数3,675人） ●(4-1②)妊婦健診の多胎妊婦への6回の追加分の健診を実施する中で、新たに超音波検査を導入することとした。 ●(4-1③)地域振興センターと地域の妊産婦や子育て世代の課題等を共有しながら、マタニティセミナーや妊産婦が集える子育て交流会を市内6地域に広げた。また、感染予防に配慮した支援方法を検討し、マタニティセミナーのオンライン開催を開始した。 ●(4-1④)産後ケア事業は令和2年10月より開始し、令和3年4月からは対象期間を生後1年未満に拡大した。退院直後からスムーズな利用につなげるため医療機関との密な連携や、妊娠中からの事業周知を図り、なるべく早期の制度利用につなげた。 ○(4-1④)出産後に心身の不調や産後うつ等を抱える産婦が見受けられており、その重症化予防のためには、より早期に対象者を把握し、適切な支援につなげていく必要がある。	■(4-1②)妊婦健診の多胎妊婦への超音波検査を含む助成について、周知を図るとともに、対象者の妊娠中の体調管理を支援していく。 ■(4-1④)引き続き現行の事業において関係機関と連携を図りつつ、妊産婦へのきめ細かな支援に取り組むとともに、心身の不調等の問題を抱える産婦への更なる支援を検討していく。
	乳幼児健康診査事業の受診率	増加	(3～4カ月児) 97.9%	96.0%	△	98.5%	△	●(4-1⑥)乳幼児健診については、引き続き集団健診の継続を基本に、感染拡大期には個別健診も実施した。個別健診後の支援は医師会と連携し、タイムリーに情報共有を行うことで、速やかな支援につなげた。また、いくしあと連携した未受診児対策の取組の検証とともに、より効果的な対応に向けた協議を進め、マニュアルの改定を行うなど受診率の向上を図った。 ●(4-1⑦)3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入したことで、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%からR3年度は62.0%まで上昇し、弱視の早期発見、治療につながった。 ●(4-1⑧)乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」について、保護者が子どもとの関わり方を学ぶペアレントトレーニング（ペアトレ）的要素を導入し、保護者が子どもとより良い関係を築けるよう支援の充実を図った。また、就学前の子どもの発達フォロー体制について関係部局で検討を進めることで、次年度に向けて、いくしあと連携した幼児の心理相談の実施や乳幼児健診の間診票の改定などにつなげた。 ○(4-1⑥)乳幼児健診の受診率については、令和3年度は96.7%と上昇が見られるが、引き続き目標値達成に向け取り組む必要がある。 ○(4-1⑧)新型コロナ感染拡大期は、感染対策のため少人数・短時間での集団指導となり、子育て不安や孤立感への寄り添いが十分に行えなかった。 ○(4-1⑧)幼児の健診後の心理相談の実施において、十分なフォロー体制となっているか検証し、より効果的・効率的な支援体制を検討する必要がある。	■(4-1⑥)乳幼児健診について、改定した未受診児対策マニュアルに基づき、いくしあとの連携によって得た未受診児の情報を活用した受診勧奨を行うほか、休日健診の案内などにより受診率の向上を図る。 ■(4-1⑧)乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」では、コロナ禍において感染対策を行う中であっても、他の子どもの様子を見て学び共感する機会を持つことや多職種による支援を強化するなど子どもの成長発達や接し方を学べる工夫を行う。 ■(4-1⑧)幼児の健診後の発達フォローについて、児の特性に応じて早期に支援できるよう、より一層いくしあとの連携を図っていく。
			(9・10カ月児) 96.8%	94.9%		97.1%			
			(1歳6カ月児) 96.1%	96.8%		96.0%			
			(3歳児) 95.3%	97.1%		94.9%			
【新】子育てをしやす いまちだと感じる市民 の割合 ※方向性3にも設定	増加	R3の「身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合」から変更	—	—		56.9%		●(4-1⑩)尼崎市ファミリーサポートセンターの受付窓口を市庁舎内に設けることで、令和3年度は全市の受付件数186件のうち、77.4%にあたる144件を受付けた。利用者は増加傾向であり、市民の利便性向上につながっている。（R2：172件のうち71.5%にあたる123件を受付） ●(4-1⑪)CSWが、いくしあや関係機関等と連携して個別ケース支援を行うとともに、地域の自主活動グループ等に対し、運営の助言や情報提供を行った。また、子ども食堂への食材提供（寄付）等の相談に対し、市内子ども食堂のネットワーク組織等を通じた情報発信を行い、CSWが必要に応じてマッチング等を行った。さらに、福祉課と連携し、高校生と子ども食堂の交流の場を設け、学生の子ども食堂に対する理解が深まり、自主的な募金活動にもつながった。 ○(4-1⑪)子どもの居場所機能を担う子ども食堂については、資金不足、安定した食材の確保やスタッフの確保が課題となっている。また、子どもの居場所（子ども食堂・学習支援・遊び場等）については、全市的に展開されているものの、実施場所に偏りがある。	■(4-1⑩)引き続き本庁舎内に受付窓口を設置することで市民の利便性の向上を図るとともに、尼崎市ファミリーサポートセンターと連携して子育てのしやすい環境を整えていく。 ■(4-1⑪)子ども食堂が安定した運営を行うことができるよう支援策を検討していくとともに、CSWが地域課等の関係機関と連携し、子どもたちが気軽に集うことができる居場所が広がるよう側面支援をしていく。
						25歳～44歳 148人／282人 52.5%			

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和元年度の値	令和2年度の値	対前年度	令和3年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
健康に安心して産み育てるための支援	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	増加	91.7%	85.9%	×	91.3%	○	●訪問実施率について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により訪問実施率は85.9%と低下したが、感染症対策の実施や新型コロナウイルス感染症予防接種の普及等に伴い令和3年度は91.3%と上昇した。訪問を希望しない場合は電話での相談(172件)を行い、訪問と電話を合わせた相談実施率は96.1%であった。継続した支援が必要な家庭に対しては、担当保健師による事後フォロー(106件3.0%)を行った。 ●生後2か月頃の時期に訪問員が訪問することで、子育ての不安や育児負担感の解消に向けた情報の発信や相談支援につなげていることから、児童虐待の発生予防、早期発見の役割も担っている。 ○コロナ禍を理由に訪問を希望されない場合は、虐待などの課題の深刻化を防ぐためにも、電話などで状況を把握し支援が必要な家庭を早期に発見し支援していく必要がある。	■新型コロナウイルス感染症の影響により訪問を希望しない家庭もあるが、訪問した対象者からは顔を合わせることで相談しやすく、「訪問を心待ちにしていた」「話を聞いてもらって安心した」との声も聞かれている。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努めながら実施する。 ■家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き訪問員の研修等を通じて、より多くの家庭に訪問できるよう人材を確保していく。
	毎日朝食を食べる人の割合 ※ ※ 幼児は幼稚園・保育所(園)を通じた保護者向けアンケート 結果より算出、小・中学生は全国学力・学習状況調査結果より算出	増加	(幼児) 97%	96%	△	95%	△	●(8-2④)「料理体験」「試食」等の食育活動がコロナ禍で継続困難となり減少傾向にあるが、多様な主体が参画する尼崎市食育推進懇話会を中心に、地域の「食育サポーター」や幼稚園、学校や農業関係者等と協働した取組を継続することで、実績値を維持することができた。また、コロナ禍の影響により自宅で食事を摂る機会が多い現状を捉え、インターネット上で、クッキング動画を作成・配信し、「おうち時間の充実」につなげる啓発を行うことができた。 ○(8-2④)次期食育推進計画策定に向け、食を取り巻く社会環境が変化する中、市民の食育への関心や日常の食生活等について、ライフステージ別に最新の現状を把握する必要がある。	■(8-2④)コロナ禍の影響を踏まえつつ、食を支えるネットワークづくりを継続し、引き続き食育の実践を重視する取組を実施するとともに、食育に関する計画策定の機を捉え、効果的な食育の推進に向け、最新の現状と課題を把握するアンケート調査を実施する。
			(小学生) 93%	—		93%			
			(中学生) 90%	—		90%			
	尼っこ健診における生活習慣病の有所見率	減少	50.6%	51.4%	△	40.9%	○	●(8-1②)予約可能時期を健診日の直近になるよう等工夫したことによりキャンセル率が低下し、11歳受診率37.6%(前年比0.3ポイント上昇)、14歳受診率26.8%(前年比2.7ポイント上昇)であった。また、教育委員会と情報共有し、保健指導時にリスクの高い対象の生徒に対し、「小児肥満対策事業」への参加勧奨を行うなどの取組を実施した。 ○(8-1②)対象の生徒が保健指導に基づいた生活習慣の改善が継続できているかフォローが必要である。	■(8-1②)リスクの高い生徒が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組めるよう、継続的な支援について引き続き教育委員会との連携を促進させる。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和元年度 の値	令和2年度 の値	対 前年度	令和3年度 の値	対 前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
安全で魅力的な子育て環境形成に向けた支援	市内の犯罪認知件数	減少	5,080件	4,355件	○	3,809件	○	●(9-1①)防犯戦略に基づき事業を行い、刑法犯認知件数は平成以降最少となった。 ●(9-1②)自転車盗難の発生しやすい集合住宅への被害予防チラシのポスティングや、集合住宅管理組合1団体と連携し「Alar-mmy.」の設置場所を増加させるなど取組を進めたこともあり、令和3年の自転車盗難認知件数は1,004件（前年比229件減）となった。 ●(9-1③)町会灯の実態調査では、公道を補完する私道に設置している町会灯が約70%であることがわかった。町会で維持できなくなった場合、市民生活に大きな影響があることから、他都市の事例調査を研究し、町会灯に関する助成制度の構築を図った。 ●(9-1④)市民の安全安心のため、発砲事件の現場となった暴力団関連施設の買取りを行った。また、暴力団排除活動支援基金を活用し、組事務所使用差止仮処分申請の代理訴訟といった地域住民による排除活動の支援を行うとともに、市内の複数の組事務所が解体されるなど、暴力団排除の取組が進んだ。 ○(9-1①)刑法犯認知件数は減少しているものの、市民が治安の向上を実感できるよう、継続した取組が必要である。また、特殊詐欺認知件数は年間では前年を上回っているため、引き続き関係機関と連携し、未然防止に取り組む必要がある。 ○(9-1②)自転車盗難認知件数は対策を講じて以降、大幅に減少しているものの、依然として街頭犯罪認知件数の半数を占めることから、時間や場所等の分析を深め、継続して未然防止に取り組む必要がある。 ○(9-1③)町会灯を市へ移管したいという町会のニーズを踏まえ、助成のあり方について再度検討する必要がある。 ○(9-1④)現在も特定抗争指定暴力団の警戒区域に市内全域が指定されており、引き続き暴力団排除の取組を行う必要がある。	■(9-1①)犯罪減少を市民により実感してもらうメディア戦略を推進する。 ■(9-1②)自転車盗難認知件数が多い傾向にある夏場に向け対策を進め、減少につなげる。 ■(9-1③)町会灯の灯具をLED灯具へ交換する際に要する費用の一部を助成することで、町会灯の電気料金の負担を減らす取り組みを進めるとともに、電気料金の助成についても他都市の事例を参考に検討を進める。 ■(9-1④)特定抗争指定暴力団の警戒区域に市内全域が指定されており、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら地域団体とも連携し、取組を進めていく。
	市内の自転車関連事故件数	減少	785件	512件	○	549件	×	●(9-1⑤)自転車交通安全教育に加え、事故データ分析に基づく様々な事故防止対策を実施してきた結果、令和3年の自転車関連事故認知件数は取組前の平成30年に比べ約41%（924件→549件）減少し、一定の効果をあげている。しかしながら、自動車やバイクが自転車に衝突する事故が増加し、対前年37件増となった。 ●(9-1⑥)今後実施すべき陸上交通の安全に関する施策を取りまとめた「第11次尼崎市交通安全計画」を策定し、今回から新たに、効果的な交通安全対策を推進していけるよう、各関係機関の取組や事業の進捗管理を行う進捗シートを作成し計画に盛り込んだ。 ●(9-1⑦)令和元年度の緊急安全点検で抽出した危険個所の安全対策の全て（94件）を完了した。令和2年度までに実施した通学路の交通安全対策について、小中学校へアンケートをした結果、約90%が整備した効果があったと回答があった。令和3年度に要望のある学校と合同点検し、対策が必要な箇所の洗い出しを行った。 ○(9-1⑤)自転車事故の約9割を占める対自動車・バイク事故が増加しており、引き続き交通ルール遵守の徹底に取り組む必要がある。 ○(9-1⑥)交通安全対策会議で交通安全計画の進捗管理を行い、各関係機関の事業・取組の課題等を共有していく必要がある。 ○(9-1⑦)全国で通学路の事故が頻発している現状を踏まえて、通学路等の交通安全対策を継続的に行う必要がある。	■(9-1⑤)自転車関連事故の防止を引き続き推進するとともに、市民の交通安全意識の醸成や向上を目的とした効果的な取組を検討し実施する。 ■(9-1⑥)交通安全対策会議内において各事業の進捗状況や課題を共有し、各関係機関と連携しながら、各種取組の改善や課題解決を図る。 ■(9-1⑦)令和3年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所（55件）を着実に実施していく。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

令和2年度の値が無い指標は、令和元年度との比較

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和元年度の値	令和2年度の値	対前年度	令和3年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
働きながら子育てをする家庭への支援	保育施設等未入所児童数 (令和4年4月1日時点)	減少	895人	865人	○	607人	○	●(4-2①)保育の量確保事業等については、小規模保育事業の公募により3箇所(定員57人)、認可保育所の公募により2箇所(定員170人)開設するなど、前年4月と比べ361人の定員を増やした。 ●(4-2②)公立保育所の民間移管については、第4次公立保育所民間移管計画に基づき、元浜保育所の民間移管を行うとともに、移管に向けて七松保育所の引継ぎ等の事務や南武庫之荘保育所の民間移管法人の選定を開始した。 ●(4-2③)公立保育所では、北難波保育所、大西保育所の建替工事を行い、北難波保育所は令和4年1月、大西保育所は令和4年4月に新たな施設で保育を開始した。 ●(4-2④)オンライン開催により参加しやすい体制を整え、保育所職員専門研修12回、キャリアアップ研修(7分野)を14回実施した。また、小規模保育事業や認可外保育施設への巡回支援を実施するなど、職員の資質の向上を図った。 ●(4-2⑤)医療的ケア児への支援の取組を進めるため、既に医療的ケア児を受け入れている他市に聞き取り等を行うとともに、本市における医療的ケア児の支援に関するガイドライン(たたき台)を作成した。 ●(4-2⑥)令和3年度の未入所児童を対象にアフターフォローコールを実施し78人の未入所の解消につなげた。また、令和4年度の利用調整においては、AIの活用により業務に係る時間の短縮が図れたため、追加調整を行ったことで更に47人を入所に繋げた。 ●(4-2⑦)保育料の債権管理としてこれまで差押えや分納誓約等に取り組んできた。また、令和3年10月から滞納抑制策としてキャッシュレス納付を導入したことで、債権管理推進計画に掲げる目標収納率(98.3%)を上回る99.1%の収納率となった。 ●(4-2⑨)令和3年10月から保育士・保育所支援センターを本格稼働し、18人の保育士を法人保育施設への就労につなげた。 ●(4-2⑩)保育士の確保・定着化を図るため、52園・91人の新卒保育士に対し10万円の補助を行うとともに、17園・17人の潜在保育士に対し5万円の補助の実施や潜在保育士の就労支援のため保育の実践に関する研修(8回、37人)を行った。そのほか保育士奨学金返済支援事業(35園・95人)や宿舍借り上げ支援事業(63園・207人)を継続して実施した。 ○(4-2①)保育を利用しながら就労と子育てを両立するといった子育て家庭のライフスタイルの変化が進むなど、ここ数年の保育ニーズは増加傾向にあるが、少子化が進んでいることから、今後の保育ニーズを適切に見込んだ待機児童対策が必要である。 ○(4-2①)法人保育園にも老朽化の著しい施設があり、待機児童対策及び環境改善のため定員増を伴う施設の整備への支援が必要である。 ○(4-2②)今後の民間移管対象保育所は、新園舎建設工事により現園庭が使用不可となる保育所もあり、保護者や地域の理解を得る中、慎重かつ丁寧な民間移管手続を行う必要がある。 ○(4-2③)老朽化している保育所のうち、公立保育所として残る3所(杭瀬、次屋、武庫南)について、建替用地の確保のほか、公共施設の活用等、多様な方策の検討が必要である。また、公立保育所に求められる多様なニーズに対応できるよう、新たな機能の検討も必要である。 ○(4-2④)コロナ禍においても、質の高い保育が実施できるよう、研修内容を充実するとともに、引き続き、巡回支援を行う必要がある。 ○(4-2⑤)個々の医療的ケア児に応じた看護師の配置や支援スペースの確保等のほか、利用調整に係る仕組みを構築するなど、体制整備が必要である。また、医療機関等と連携を図り、医療的ケアの理解や手技等に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る必要がある。 ○(4-2⑥)居住地域や子どもの年齢によっては、利用希望者と保育施設の調整にアンマッチが生じているため、保育施設への更なる受け入れの働きかけなど、丁寧な利用調整が必要である。 ○(4-2⑨)支援センターの認知度向上及び登録者数を増やすため、更に効果的な広報を行う必要がある。 ○(4-2⑩)保育ニーズが増え続けていることから、保育士不足が顕著であり、保育士の確保が急務である。また、保育士の離職防止に繋げる施策の実施に向け、離職の要因等、尼崎市における保育士の就労に関する実態について調査する必要がある。	■(4-2①)引き続き、認可保育所の新設等を行うほか、第2期事業計画の中間年見直しを行うとともに、策定を進めている就学前教育ビジョンの動向を踏まえ、必要な保育定員の確保方策について検討する。また、既存の法人保育園について、定員増を伴う建替え等に対して整備費の一部を補助する。 ■(4-2②)元浜保育所を令和4年4月に民間に移管した。また、七松保育所の引継ぎや南武庫之荘保育所の移管法人の選定等を進める。 ■(4-2③)3所については引き続き、用地確保のほか、既存の公共施設の有効活用等について検討する。また、全ての児童が利用するために必要な機能を検討する。 ■(4-2④)設置して間もない小規模保育事業等を重点的に巡回支援する。また、コロナ禍における適切な保育の実施を含めた、保育の質の向上のための研修を行う。 ■(4-2⑤)医療的ケア児保育準備事業については、検討会を設置し、ガイドラインを策定するとともに、令和5年度からの公立保育所での受け入れに向けて関係機関と協議を行う。また、法人保育施設で医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに従事させるための費用等を補助する。 ■(4-2⑥)令和5年4月入所に向けた利用調整においては、休日夜間も含めた利用者支援を実施することなどにより、更なる待機児童の解消に努める。 ■(4-2⑦)引き続き、分納誓約や期日内納付を強く求めていくとともに催告に応じない滞納者については積極的に納付勧奨や滞納処分を進めていく。 ■(4-2⑨)保育士・保育所支援センターの認知度向上のために、市内在住の保育士資格を有する方へのダイレクトメールの送付を行い、WEB広告についても実施する予定である。また、保育現場への期待や不安に寄り添った支援を通じて保育士の確保・定着化を図る。 ■(4-2⑩)保育士確保事業については、これまで実施してきた補助事業を拡充し、継続するとともに、保育士の離職の要因等を把握するため、保育施設の協力を得ながら、保育現場で働く保育士への実態調査等を実施し、有効な施策を検討する。
	保育施設等入所待機児童数 (令和4年4月1日時点)	減少	236人	118人	○	76人	○		
	保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	増加	97.3%	98.8%	○	99.1%	○		

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

令和2年度の値が無い指標は、令和元年度との比較

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和元年度の値	令和2年度の値	対前年度	令和3年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
働きながら子育てをする家庭への支援	児童ホーム入所待機児童数 (令和3年5月1日時点) ※令和2年度のみ7月1日現在	減少	380人	414人	×	481人	×	●(4-2⑧)公設児童ホームは令和3年10月から市によるおやつを提供を実施した。保護者ニーズに対応するため、児童ホーム、こどもクラブの開所時間延長等に向けて、現場職員も参加したあり方検討会において検討し、次年度からの実施につなげた。また民間児童ホームは、放課後児童クラブ設置促進事業等により3か所新設した。加えて、職員の欠員解消を図るため、プロモーション動画を作成するとともに、新たに短時間勤務職員の職を設定し、4人採用した。 ○(4-2⑧)児童ホームとこどもクラブの開所時間の延長等に伴う保護者ニーズの動向、また、一部の民間児童ホームが廃止となった実情を踏まえる中で、引き続き、待機児童解消に取り組む必要がある。加えて、余裕教室の使用拡大や継続使用が課題である。	■(4-2⑧)令和4年度より児童ホームは、土曜日及び長期休業期間の朝の開所時間を延長した。今後も保護者ニーズに対応するため、開所時間の更なる延長に向けて検討する。 ■(4-2⑧)児童ホーム及びこどもクラブの職員の欠員解消のため、令和4年度より代替策として資格等を持つ派遣職員を配置している。 ■(4-2⑧)待機児童の解消及び環境改善に向け、引き続き学校及び教育委員会と余裕教室の活用について協議・調整を行うとともに、民間児童ホームにおいても、待機児童の多い小学校区を限定し、事業者の参入促進を図る。
	こどもクラブの登録児童率	増加	34.8%	—		13.9%	×	●全小学校の敷地内に設置して毎日実施することにより、放課後の子どもの居場所の一つとして、様々な人的地域資源を活用しながら、子どもの遊びの多様化に対応しており、児童にとって、安全で、安心して遊ぶことのできる場となっている。 ○令和3年度から事業を再開したが、新型コロナウイルスの影響により、利用を控えていると考えられる。	■新型コロナウイルス感染防止に努めて運営を行い、児童、保護者にとって、安全で安心して過ごせる環境づくりに努める。
	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合	増加	70.8%	77.2%	○	73.9%	×	●(2-2①)性的マイノリティ当事者とその関係者向けの「LGBT電話相談」を実施し(第4火曜、20件)、自分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティや利用しやすい店舗の情報について助言や情報提供を行った。 ●(2-2②)性的マイノリティとその理解者(理解しようとする人)が集う居場所を当事者団体と共催(月1回、延べ183人)し、当事者が悩みや経験を話すだけでなく、当事者以外の参加者も性のあり方について感じていることを話すことができ、理解と交流が深まった。 ●(2-2③)パートナーシップ宣誓制度に関する阪神間の協定により宣誓者の転出時の手続きを簡略化し(1件)、共通啓発ロゴを作成した。性の多様性啓発用のサポートブックを作成し、経営者協会、県宅建協会、全市立小・中・高校等に広く周知した。 ●(2-2④)「令和元年SOGIハラスメント事案」(市幹部による性的マイノリティ職員への指導をめぐり、同年度末に当該職員が退職した事案)について、本事案の問題点や課題を整理し、今後の取組に活かすための検証を行った。 ●(2-2⑤)配偶者暴力相談支援センターでDV相談(460件)を実施し、DVと児童虐待など複雑な課題やそれらが複合的に絡む問題を抱えた相談への対応を行った。また、第4次男女共同参画計画の副題を「性の多様性を前提としジェンダー平等な社会をめざそう」とし、ジェンダー平等に関する日常の1コマをイラストで表現するなど、市民にとって分かりやすい内容で策定することができた。 ●(2-2⑥)女性・勤労婦人センター(トレピエ)では、ZOOMの使い方等コロナ禍でのニーズに合わせた講座を実施した。また、令和2年度の監査指摘を受け、就労講座やカフェスペースの有効活用など、運営委員会の意見も聴きながら見直しを行った。 ○(2-2③④)ALLY(問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人)育成に向けた取組が不十分であり、取組を進める必要がある。 ○(2-2④)検証を踏まえ、人権行政を推進する職員の人権を守るとともに、職員が性の多様性等人権に関する感度を上げていく必要がある。 ○(2-2⑤)複雑多岐化するDV被害者支援を適切に行っていく必要がある。 ○(2-2⑥)特にシングルマザー等困難な状況にある女性への支援が必要である。	■(2-2③④)阪神7市1町「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」に基づき作成した共通啓発ロゴを活用し、ALLY育成に向けた取組を実施する。 ■(2-2④)職員が性の多様性について相談できる外部相談窓口の設置や当該事案を教材とした職員研修の実施等に取り組む。 ■(2-2⑤)配偶者暴力相談支援センターを軸としたより効果的な被害者支援を目指し「第3次DV対策基本計画」を策定する。 ■(2-2⑥)トレピエにおいて、旧カフェスペースを活用して就職活動に使えるスーツ等を提供する事業や就労支援セミナーを実施し、シングルマザー等困難な状況にある女性への支援を行う。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和元年度 の値	令和2年度 の値	対 前年度	令和3年度 の値	対 前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	R 3の「身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合」から変更 【新】子育てをしやすいまちと感じる市民の割合 ※方向性1にも設定	増加	—	—		56.9%		●(4-3①)子育てや発達相談等400件/月に対し総合的なアセスメントと支援を行うとともに、支援後のフォローなど継続支援を進めた。 ●(4-3②)子どもの育ち支援センター（いくしあ）と南北保健福祉センターに児童ケースワーカー等を配置し、関係機関との連携やアウトリーチ支援を推進したほか、尼崎総合医療センターとの事例検討や研修会を実施し、医学的視点を加えたアセスメント力の向上につなげた。 ●(4-3③)3歳6ヶ月児健診後の発達特性のある子どものフォロー体制の見直しを関係部局と協議することで、検査は希望しないが専門的な相談を希望する保護者への支援ができる体制として、いくしあから南北保健福祉センターに心理士を派遣する事業を構築した。 ●(4-3④)障害児通所支援事業所等の支援体制等の情報を得ることで、療育機関の利用相談に活用を図った。また、南北保健福祉センターと連携し、相談後に事業所利用手続きにつながっていない方に対しフォローを行うことで、支援が途切れないよう取り組んだ。 ●(4-3⑤)対象者の支援歴等、必要な情報を把握・蓄積し、一元的に管理する「子どもの育ち支援システム」を活用し、横断的な支援を行った。 ●(4-3⑩)本市の児相の目指す方向性を明確にするため、子ども等の意見を聞きながら、設置基本方針を策定した。 ●(4-3⑪)発達特性のある子どもに相談や診察（1,033件）を行うとともに、その後も継続して支援を行った。また、子ども支援教室やペアレントトレーニングなどの事業を通じて保護者が子どもの姿を理解することで、子どもの行動変容や育児ストレスの軽減につなげた。 ●(4-3⑬)ヤングケアラーの相談しやすい環境づくりのため相談窓口をホームページで周知した。また、学びと育ち研究所にヤングケアラーを専門とする研究員を迎え、分析を開始するとともに、ヤングケアラーの実態を把握するためのアンケート調査や教員向けの研修を実施した。 ○(4-3①)新規相談実績を分析した結果、背景も含めた複合的な課題を抱えるケースに対する支援体制を強化していく必要がある。 ○(4-3②)いくしあと南北保健福祉センターの3拠点での体制を維持する中で、緊急受理会議の開催や情報共有等、進行管理が課題である。また、複合的な課題を抱える要保護児童等が抱える心理面の不安感等に対する心理的ケアの取組が不十分である。 ○(4-3③)3歳6ヶ月児健診後の発達フォロー体制について、切れ目のない支援が実施できているかどうか検証する必要がある。 ○(4-3④)発達に課題があるが、療育機関で療育を受けることに抵抗がある保護者とその子どもへの継続的な支援を行う仕組みが十分ではない。 ○(4-3⑤)支援にデータを活用しているものの、虐待や不登校等の早期発見の予測といった活用までには至っていない。 ○(4-3⑩)児相設置に向け、高い専門性を確保するための人材確保の方策や、効果的な支援を行うための組織・体制等について検討する必要がある。 ○(4-3⑪)個別相談の希望者は年々増加してきているが、保護者支援の事業は参加者数を増やす工夫が必要である。 ○(4-3⑬)ヤングケアラーの当事者やその家族は、相談窓口につながりにくく、対象となる家庭の発見が難しい。また、適切な支援につなげるための信頼関係の構築等も課題となる。	■(4-3①)引き続き新規相談実績を分析する。いくしあとしての支援方針の検討・共有を行うため、緊急受理会議を行うなど支援体制強化を図る。 ■(4-3②)複合的な課題を抱える要保護児童等に対して、認知行動療法をベースとした心理療法プログラムを実施するとともに、様々な地域資源、関係機関と協働し、多機関連携により適切な支援を実施する。 ■(4-3③)心理職を南北保健福祉センターに派遣することで、乳幼児健診後のフォロー体制の強化を図るとともに、事業検証を含めた支援体制の検討を進める。 ■(4-3④)切れ目のない発達相談支援ができるよう、関係部局と協議し、役割分担を再整理する中で支援の充実を図る。 ■(4-3⑤)国が進める子どもに関する各種データの連携による支援実証事業に参加し、課題を抱える子どもと家庭を早期発見・早期対応できる支援体制を検討する。 ■(4-3⑩)児相の令和8年度開設に向けた人材確保の方策等について庁内検討を進めるほか、児相の施設整備に着手する。 ■(4-3⑪)発達特性のある子どもの継続的支援において、より効果的な手法や体制を検討するほか、保護者支援事業の参加者の増加に向けて事業周知方法の見直しや、開催場所の拡大を検討する。 ■(4-3⑬)地域振興センターとの連携により、相談窓口の周知や早期支援を進める。 ■(4-3⑬)家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等に対して、ヘルパー派遣や居場所の提供等を活用するとともに、関係機関等と連携した支援を実施する。
	要保護児童に関する個別ケース検討件数	増加	391件	371件	×	408件	○	○(4-3⑥)要保護・要支援児童等見守り強化事業で地域資源を活用し、207名への配食や66名の居場所支援につなげた。 ●(4-3⑥)支援ニーズの高い家庭に対し、引き続き見守り支援の取組を推進していく必要がある。	■(4-3⑥)委託事業者や地域資源の力を活用することで、引き続き要保護児童等の地域の見守り支援に取り組む。
	【新】虐待程度が中度以上の要保護児童で支援を受け重症度が低下した割合	増加	—	—		40.8%			

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す 方向	令和元年度 の値	令和2年度 の値	対 前年度	令和3年度 の値	対 前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数（累計）	増加	6件	43件	○	79件	○	●(4-3⑫)ユース相談支援事業では、アウトリーチによる相談支援や当事者会等を行うとともに、中学校への事業説明と不登校児童の情報を共有し、ひきこもりの早期支援につなげた。 ○(4-3⑫)ひきこもりの当事者やその家族は、相談窓口につながりにくく、対象となる家庭の発見が難しい。また、適切な支援につなげるための信頼関係の構築等も課題となる。	■(4-3⑫)地域振興センターとの連携により、相談窓口の周知や早期支援を進める。
	スクールソーシャルワーカーが活動した学校数 ※こども教育支援課より	増加	41校	46校	○	61校	○	●(3-2④)スクールソーシャルワーカー（SSW）の勤務体系を見直した（週5日勤務の設定）ことにより、学校への支援体制を充実することができた。また、教育相談カウンセラーと指導主事が積極的に学校訪問を行い、学校やスクールカウンセラー（SC）との連携を強化することができた。 ○(3-2④)まだ限られた人員のため小・中学校の拠点校巡回型配置の完全実施には至っていない。また、相談内容は多様化かつ医療的な内容が増加傾向にあり、今後は県配置であるSCとの連携を一層強化する必要がある。	■(3-2④)スーパーバイザーを増員することにより教育相談カウンセラーのスキルを高めるとともに、学校へのアウトリーチを積極的に広げ、SSW及び教育相談カウンセラー、SCが情報や課題を積極的に共有し、連携した支援体制を強化する。
	少年補導委員による補導活動の延べ人数	増加	15,701人	13,720人	×	13,849人	○	●(3-3⑧)地域の青少年の健全育成を見守る少年補導委員が減少傾向にあることから、現在の補導体制を勘案した定数の見直しと、少年補導委員の負担軽減を図るため事業の簡素化に取り組んだ。 ○(3-3⑧)少年補導委員数は年々減少し、活動内容も補導から見守りに変化している一方、青少年の健全育成には、地域の目が欠かせないことから、より効果的な活動のあり方を検討する必要がある。また、青少年のインターネットを利用した非行等を未然に防ぐための啓発活動を、引き続き行う必要がある。	■(3-3⑧)少年補導委員により組織された少年補導委員連絡協議会の意見を参考としながら、青少年の補導や見守りのより効果的な活動のあり方を検討する。青少年のインターネットを利用した非行等については、関係機関から情報を収集し、状況把握に努めるとともに、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう啓発を行う。
	【新】市内警察署による青少年の補導件数	減少	1,769人	1,967人	×	2,025人	×		
	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率	増加	97.1%	93.2%	×	95.5%	○	●令和3年度は生活困窮者学習支援事業を利用した中学3年生26人中24人が高等学校等へ進学している。また、高校中退者については、同事業の平成30年度卒業生は31人中2人、令和元年度卒業生は29人中2人であるが、令和2年度卒業生では中退した子どもはいなかった（令和4年3月末時点）。卒業生の中には中退後も、同事業での支援を受けて再受験し、高校に入り直した子どもや、中退せずに他校へ転校するなど、高等学校等進学後の支援についても成果を上げている。 ●学びと育ち研究所と連携して実施している事業効果の検証については、より有効な効果測定や分析を行えるよう同研究所の会議に参加し、協議の上、新たな項目を追加したデータを提供した。 ○コロナ禍での感染対策により教室の受入定員の制限を受け、登録者数を減らさざるを得ない状況にあった。これにより待機児童・生徒が増加したため、その解消に努める必要がある。	■生活保護世帯等の子どもが経済的困窮状態に至ることを防止するため、引き続き生活困窮者学習支援事業を実施していく。 ■学びと育ち研究所と連携して実施している事業効果の検証については、同研究所の分析結果を活用し、より有効な事業の運営方法について検討していく。 ■コロナ禍の感染状況に留意しながら、各公共施設と受入定員について協議を進め、待機児童・生徒の解消に努める。
●令和3年度 中学校卒業生＝133人 高等学校等進学率＝95.5% （高等学校等進学者＝127人 就労者＝2人 非就学・非就労者＝4人）									

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和元年度 の値	令和2年度 の値	対 前年度	令和3年度 の値	対 前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	障害児支援利用計画の作成達成率 ※障害福祉政策担当より	増加	86.4%	92.0%	○	86.1%	×	●(6-1③改)サービス等利用計画と障害児支援利用計画（利用計画）の作成については、基幹相談支援センターを中心に作成状況（障害種別・利用サービス別・事業所別など）の分析等を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。また、作成数は179人増加（1,816人→1,995人）し、作成率は86.1%（1,995人/2,316人）となった。 ●(6-1⑤)利用計画の作成促進や複合的な課題を抱えるケースへの対応（重層的支援体制）、それらを含めた相談支援機能の強化等に向けて、あまがさき相談支援連絡会（以下「あま相」という。）で計画未作成者の状況や課題等を把握・共有し、今後の進め方や委託相談支援事業所の役割等について協議を進めた。また、それら意見を基に本市における「支援困難ケース」の考え方（基準等）を一定整理し、各事業所への聞き取り等を踏まえてリスト化を進めた結果、相談支援ケース全体の1割強が支援困難に該当することが分かった。 ●(6-2①)児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和2年度の1,494人から令和3年度は1,822人と大幅に増加しており、療育や訓練等の必要な支援につなげている。（参考：令和3年度末における障害児通所支援全体の支給決定者数2,316人） ○(6-1③改)利用計画の作成数は着実に増えているものの、障害児通所支援の新規利用が大幅に伸びているため、作成率は昨年度と比較して減少している。	■(6-1)利用計画の作成促進や相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続しつつ、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っていけるよう、引き続きあま相においてリスト化した支援困難ケースや対応状況の精査を進めていく。また、その内容等を踏まえながら、当該リストの活用方法や各支援機関の役割、新たな対応策について協議・検討していく。なお、これら支援困難ケースの中には、障害分野だけでは対応が困難な複雑・複合化した課題を抱えるケースもあるため、重層的支援体制における支援や対応についても検討を進めていく。
	【新】尼崎市子どものための権利擁護委員会の受付件数	増加	—	—		40件		●(4-3⑭)令和3年7月から子どものための権利擁護委員会の相談窓口を開設し、教職員の生徒指導上の権利侵害等に関する相談を受け付け、第三者的な立場から調査・調整を行い、子どもの意思や意見が尊重される最善の解決策を一緒に考えた。 ○(4-3⑭)同委員会の活動内容等を子どもや保護者等へ浸透させ、複雑・多様化する相談等に対応できる職員の育成と体制づくりが必要である。	■(4-3⑭)令和3年度の委員会活動報告書を作成し、市政出前講座等を通じて、更なる同委員会の周知を図る。また、新たな委員の選任と研修等を通じた人材育成や体制づくりに努める。
すべての子どもの人権を守るための取組み	【新】「子どもの人権アンケート」による調査対象事案数	減少	—	83件		55件	○	●(4-3⑮)体罰等の根絶に向け、児童生徒を対象に「子どもの人権アンケート」等を実施し、調査・対応を行った。 ○(4-3⑮)「子どもの人権アンケート」等の結果を踏まえ、再発防止に向けた教職員の子どもの人権擁護に関する意識を高める必要がある。	■(4-3⑮)教育委員会と連携して体罰事案や不適切な行為等を題材とした研修を行い、教職員の子どもの人権擁護に関する意識を高めていくため、必要に応じて校内研修会へ参画する。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

令和2年度の値が無い指標は、令和元年度との比較

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和元年度の値	令和2年度の値	対前年度	令和3年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
多様な教育の充実に向けた取組み	学力調査における平均正答率の全国との比較（知識）	増加	(小 国語) △4 ^{ポイント} (小 算数) △2 ^{ポイント}	—		(小 国語) △2 ^{ポイント} (小 算数) △0 ^{ポイント}	○	●(3-1①)小学校においては、放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個に応じた支援をする人材の配置や、学習支援ドリルの導入等、つまずきに対して早期に対応できる機会を提供することにより、基礎学力の向上を図った。「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果において、同一母集団における学力層別人数割合については、小学校の2～6年生で前年度よりD層の割合が減少した。 ●(3-1②)中学校においては、令和2年度末に策定した「授業デザイン3つの視点」（中学校版学力向上の手引き）が、各学校の授業場面で活用されるよう、教育委員会事務局の指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善に取り組んだ。 ●(3-1③)全校種への外国人外国語指導助手（ALT）や小学校への外国語活動指導補助員（JTE）の派遣・配置を行うとともに、中学2年生を対象としたコミュニケーション調査や教員向けの実践的研修に取り組んだことにより、あまっ子ステップ・アップ調査結果において「英語の授業が楽しい」と答えた小・中学生の割合が75%、文部科学省調査の「生徒の英語を用いた言語活動」の割合は中・高等学校で37.5%と、いずれも前年度より増加した。 ●(3-1④)中学生・高校生を対象に英語検定補助事業を実施し、生徒が学校で受験できることや大学受験等を見据えた資格取得に積極的な生徒を後押しする等、受験への動機づけとなった。 ○(3-1①)「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果においては、小学1年生のD層が国語・算数ともに27%を超えている。また、小・中学校の全教科のD層の割合は、平均して25.9%であり、前年度より1.2ポイント減少しているものの、引き続きD層の割合の減少に向けた取組が必要である。今後も、個人票及び調査結果に基づいた復習プリントを児童生徒や保護者へ年度内にフィードバックすること等、個に応じた指導の一層の充実を図っていく必要がある。 ○(3-1②)令和3年度から学習支援ドリル（ICT教材）も活用した授業改善に取り組んでいるものの、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果では、中学校国語の平均正答率において全国平均値から△4ポイントの差が見られた。 ○(3-1③)ALT派遣により英語に対する興味関心が高まった反面、特に中学校・高等学校において「話すこと」の根幹である言語活動の時間の割合が伸び悩んでいる。	■(3-1①)早期の読みのつまずきに対応するため、一部小学校において個別指導に効果的な多層指導モデルMIMデジタル版のアカウントを配付する。また、「MIM重点実践校」として市内10校に実施校を増やす。 ■(3-1②)生徒の読書習慣の育成及び国語力の向上を図るため、全ての中学校に学校司書（1人2校兼務）を配置し、生徒の学習活動を支える仕組みとして学校司書による適切な図書の選択・収集やレファレンス・図書指導を行う。 ■(3-1③)ALT派遣は継続し、ALT派遣とJTE配置が重複している小学3・4年生のJTE配置を廃止する。また、中学校・高等学校のさらなる言語活動の充実に向け、教員研修を拡充し、授業力向上を目指す。
			(中 国語) △3 ^{ポイント} (中 数学) △2 ^{ポイント}	—		(中 国語) △4 ^{ポイント} (中 数学) △2 ^{ポイント}	×		
	家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合	増加	(小) 60.5%	—		(小) 64.8%	○		
			(中) 42.5%	—		(中) 62.4%	○		
	授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	増加	(小 国語) 78.1% (小 算数) 78.5%	—		(小 国語) 79.6% (小 算数) 83.6%	○		
			(中 国語) 75.7% (中 数学) 65.6%	—		(中 国語) 71.8% (中 数学) 70.5%	△		
	小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	増加	(小) 51.5 ^{ポイント} (中) 40.2 ^{ポイント}	—		(小) 51.2 ^{ポイント} (中) 40.2 ^{ポイント}	△		
	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	増加	(小) 79.2%	—		(小) 74.8%	×		■(3-1⑦)「体力の低下」と「運動機会の減少」という課題を改善していくため、重点取組として「体育授業の充実」と「運動機会の確保」の2つを挙げ、それぞれを着実に進めていくための事業や研修などに取り組む。
			(中) 72.1%	—		(中) 77.3%	○		
	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	増加	(小) 79.2%	—		(小) 74.8%	×	●(3-2①)人権意識や道德心の向上を図るため、全ての学校で「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施したほか、授業参観や学校通信を通じて人権教育についての啓発を行った。また、性的マイノリティやデートDV等、人権教育を基盤とした性教育の推進にも取り組んだ。 ○(3-2①)テーマや講師に偏りが見られる学校もあることから、幅広く人権教育の推進を図ることが必要である。	■(3-2①)「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」については引き続き学習し、加えて中学校では、授業等において生徒の在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」、「LGBT」の3つのテーマの全てを必ず学べるようにする。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

令和2年度の値が無い指標は、令和元年度との比較

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和元年度の値	令和2年度の値	対前年度	令和3年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
多様な教育の充実に向けた取組み	不登校児童生徒の割合	減少	(小) 1.10%	(小) 1.31%	×	(小) 1.71%	×	●(3-2③)教育支援室の「ほっとすてっぷEAST・WEST」に加え、新たに「ほっとすてっぷSOUTH」を開設したことにより、通級児童生徒数が増加するとともに、対面では通級しにくい児童を自宅や学校とオンラインで繋ぐことにより学習支援を行った。 ●(3-2⑤)不登校やひきこもり傾向の児童生徒に対して、大学生や社会人等のボランティアであるハートフルフレンドを派遣することで、自主性や社会性の伸長を図る支援を行った。また、園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働で研修用ハンドブックを作成し、ハートフルフレンドへの研修を行うとともに、教職員と民間支援者等と連携した研修を開催し、質の向上を図った。 ○不登校児童生徒の割合は、県や国と同様に増加傾向が続いている。不登校の要因やきっかけは様々で、時間とともに変化すると捉えられており、原因の特定は非常に難しいが、不登校の捉え方が「問題行動」として捉えるのではなく積極的な意味を持つという認知の広がりが進んできたことが不登校増加の背景の一因であると考えられる。	■(3-2③)教育支援室「ほっとすてっぷEAST・WEST」においてもオンライン環境の整備を拡充することにより、対面では通級しにくい児童生徒への支援を実施する。
	【新】不登校児童生徒における教育支援室等における支援割合	増加	(中) 5.50%	(中) 5.62%	×	(中) 7.02%	×		
	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	増加	(小) 95.9%	—		(小) 95.9%	△	●(2-3⑤)いじめの認知件数は、定期的ないじめのアンケートの実施など各学校のきめ細やかな取組のため、認知件数は増加した。いじめに関して、SNSやインターネットを介してのトラブルが多く、課題となっていることから、通信事業者の職員や大学教員、警察官等を招き、スマートフォン等を持ち始める小学校中学年から所持率の高い中学生を重点的に、SNSやインターネットの適切な使用するモラルについて学習する機会を設け、コミュニケーションツールとしてのSNSの正しい使い方やトラブルの原因、犯罪に巻き込まれない活用方法などについて学んだ。 ●(2-3⑥)令和3年度から開催した、スマホサミット（小中高5校参加）を通じて、年齢に応じた様々な課題があることを理解することができた。その後、参加校は、生徒会や児童会を中心にスマホサミットで学んだことを新聞等にまとめ各校で報告した。児童生徒の課題意識から、スマホ3か条などを主体的なルール作りに発展し、「会話の最後にはグッドスタンプ」や「相手の気持ちを考えて発信しよう」「自分で決めた時間を守ろう」など校内に広め、他者を思いやる気持ちにもつなげることができた。 ●(3-2②)小学校では15校、中学校では10校が、校内でスマートフォン（スマホ）についてのルールを作成した。その中では、児童会や生徒会で主体的に案を作成し、全校生徒が投票して学校としてのルールを定めたという取組例もあった。このように、児童生徒の自己肯定感の醸成につながり、自分たちで考え決めたことで責任感を感じることができプロセスを大切にした。 ○(2-3⑤⑥)情報モラルの向上については、毎年継続して研修等を行っていく必要がある。また、スマートフォン等の利用についてのルールづくりについては、保護者や地域も巻き込んで、学校と家庭が一緒になって考えていく必要がある。	■(2-3⑤⑥)学校と家庭が連携してルール作りに取り組んでいく必要があることから、各校で実施する情報モラル向上に向けた学習の機会に保護者にも参加を促す。また、スマホサミットに保護者の代表にも参加してもらい、大人の意見も聞きながら誰も傷つけない安心安全なインターネット社会の実現に向けた取組をさらに進める。 ■(3-2②)情報モラルの向上を図るため、小・中学校に加え、高等学校にも事業を拡大し、支援員による出前授業を実施する。また、スマホサミットを継続的に実施することで、児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設け、誰もが安心して活用できる取組を進め、好事例を発信する。
	のびよ尼っこ健全育成事業への参加者数	増加	79,952人	32,044人	×	31,145人	×		

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

令和2年度の値が無い指標は、令和元年度との比較

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和元年度の値	令和2年度の値	対前年度	令和3年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
多様な教育の充実に向けた取組み	地域や社会を良くするために何をすべきか考えたことがあると答えた児童生徒の割合	増加	(小) 41.5%	—		(小) 46.1%	○	●(3-1⑤)「社会力育成事業」において、生徒会を中心としたいじめ防止の取組やあいさつ励行のポスター作成等に取り組む、また「トライやる・ウィーク推進事業」では、多くの学校で事業所での体験は実施できなかったが、職業人の講演や地域清掃などを通して、社会や地域との関わりについて学んだ。 ○(3-1⑤)新型コロナウイルスの影響により、実体験を伴う活動の縮小や生徒会執行部合同研修会が中止となったため、子どもたちが地域等で学習する機会が減少した。	■(3-1⑤)「社会力育成事業」において生徒会執行部合同研修会を実施し、中学生が地域に貢献できることについて考え行動できる機会を持つとともに、「トライやる・ウィーク」においては、できる限り生徒が事業所等地域で体験できるよう、関係機関との連携を進める。
			(中) 28.2%	—		(中) 36.4%	○		
	学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	増加	25.5%	20.4%	×	24.7%	○	●(3-3⑥)学校運営協議会を小学校8校でモデル実施し、立ち上げや運営のノウハウを蓄積することができた。学校運営協議会委員と学校の顔の見える関係づくりを通して、地域からの支援が得やすくなるとともに教員が地域との連携の重要性を改めて体感することができた。 ●(3-3⑦)学校の地域開放制度については、地域学校協働本部と学校が協働で企画し、子どもの学びに資する活動を実施する場合は、より使いやすい制度となるよう、使用に係る各種書類の提出を不要とし、学校施設の目的内使用として取り扱うこととした。また、制度のPRとともに、小学校が自校の活動を発信・情報共有できるよう、全ての小学校のホームページに「地域の活動」ページを加えるなどの取組を進めたが、令和3年度は結果として利用の実績はなかった。 ○(3-3⑥)学校運営協議会制度を定着させるため、学校管理職のみならず、教員の理解を深める必要がある。また、中学校、高等学校に順次、拡大できるよう、学校現場の意見を聴くとともに先進事例の調査や関係機関との連携を図りながら準備を進める必要がある。 ○(3-3⑦)地域開放制度について、これまで市ホームページや市報、学校ホームページ等を活用して周知を図ってきたが、新型コロナウイルスの感染拡大等により実質的に地域開放制度の利用が困難な状況が続いていること等から制度利用が浸透していない。	■(3-3⑥)新たに小学校10校に学校運営協議会を設置するとともに、令和5年度から中学校に拡大できるよう、学校及び関係機関との調整を行う。また、学校運営協議会委員や教員向けの研修を実施するほか、情報紙の発行等により幅広く、制度の周知を図る。 ■(3-3⑦)地域開放制度の周知については、引き続き各種媒体を活用したPRを行うとともに、各地区の地域課等と連携して、特に地域学校協働活動が盛んなところを中心に積極的な情報発信を行う。
青少年の主体的な学びや行動のための支援	【新】ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	増加	91.9%	89.0%	×	89.5%	△	●(4-4⑤)ユース交流センターで実施している「居場所づくり事業」や「イベント企画事業」の参加者は着実に増加しており、利用者の広がりや中高生の認知が高まっている。 ●(4-4⑥)若者が主体的に社会課題の解決に取り組み、市に提言する「ユースカウンスル事業」（23人参加）を実施し、スケートパークの設置に取り組む若者グループと行政が具体的な検討を開始したほか、ヤングケアラー支援を行う任意団体が設置され、居場所づくり事業を実施するなど、具体的な活動につながった。 ●(4-4⑦)ユースワークの全市展開については、ユースワーカー養成講座を開催し、地域担当職員を含む24人の参加があったほか、各地域振興センターと連携してサテライト事業を実施した。（57回1,209人参加） ○(4-4⑤⑥⑦)ユース交流センターの利用者の中には支援者を通じて利用を開始するケースが増えており、スタッフと関係性を構築する中で悩みを聴いてほしいという若者が増加していることから、相談できる場所として、今後スタッフの体制や関係機関との連携がこれまで以上に必要である。	■(4-4⑤⑥⑦)ユースカウンスル事業を継続し、若者の声・意見を市政に反映するよう取り組む。また、若者を支援し気軽に相談等ができる機会や場を増やすため、引き続きユースワーカーの養成や人材育成に取り組むとともに、関係機関と連携し悩みを抱えた若者の支援に取り組んでいく。
	ユース交流センターの月平均利用者数	増加	4,825人	3,626人	×	4,518人	○		
	青少年の居場所の数	増加	11箇所	12箇所	○	16箇所	○		

R3の「ユース交流センターのイベントについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合」から変更